

令和6年度事業計画

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法が設定され、国の作成する交通安全基本計画に基づき、本県においても昭和46年以降、5年ごとに10次にわたり交通安全基本計画が策定され、官民一体となって交通安全対策を実施してきた。

また、令和3年6月からは、「第11次埼玉県交通安全計画」に基づき、人命尊重の理念の下、交通事故ゼロの「安心・安全な埼玉」を達成するために県民一人ひとりが事故に遭わないための行動を呼びかけるなど各種政策を推進しているところである。

昨年中の県内における交通事故発生状況は、発生件数17,002件（前年比+426件）、死者数122人（前年比+18人）、負傷者数20,221人（前年比+625人）で発生件数・負傷者は前年より増加し、死者数においても6年ぶりに増加した。

死者の年齢別では、65歳以上の高齢者が67人で全死者数の半数以上を占めたほか、高齢者が第一当事者となる死者数も26人を数え、高齢者に係る重大交通事故が多数を占めている。

一方、安全運転管理者選任事業所の従業員等が関係する交通事故の概況は、発生件数745件（前年比-138件）、負傷者数868人（前年比-150人）と減少し、交通死亡事故についても4件（前年比-6件）と大幅に減少した。

本年度は、「第11次埼玉県交通安全計画」の4年目に当たり、県警察では、抑止目標に掲げられた死者数100人以下、重傷者数1,500人以下の達成、さらに、死傷者数の減少割合を高齢者及び自転車それぞれについて、全体の死傷者数の減少割合以上に減少させることを目標に掲げるなど、一層効果的な交通安全対策を実施し、交通事故全体の減少を図ることとしていることから、当協会としても事業所の果たすべき社会的役割と責任を強く認識し、業務中・私用中を問わず、交通事故から人命を守ることを最優先事項とする「事業所からの事故ゼロ」を目指し、埼玉県及び県警察とともに推進中の高齢者を交通事故から守る「きらめきトリプルエイチ運動」や歩行者優先「KEEP38プロジェクト」等を積極的に推進する方針である。

また、本年度から埼玉県収入証紙が廃止されたことに伴い、講習受講料の納付がキャッシュレス化されたことから、受講率の低下が懸念される所であり、受講率の維持・向上に努める必要がある。

さらに、県内の安全運転管理者選任事業所数は増加しているにもかかわらず、協会加入率は年々低下していることから、協会加入促進活動を積極的に推進することが当面の課題である。

そこで本年度の重点目標を次の3点とする。

- ◎ 各地区協会・選任事業所等との緊密な連携による交通安全活動の推進
- ◎ 安全運転管理者等法定講習の充実と受講率の維持・向上
- ◎ 協会加入促進活動の積極的な推進

推進事業の重点事項

- 1 安全運転管理者等選任事業所及び地域における交通事故防止対策の推進
 - (1) 運転責任の自覚と安全運転の推進
 - (2) 効果的な交通事故防止活動の推進
 - (3) 地域における交通事故防止対策の推進
 - (4) 高齢者交通事故防止対策の推進
 - (5) 歩行者・自転車事故防止対策の推進
 - (6) 交差点事故防止対策の推進
 - (7) 飲酒運転・危険ドラッグ使用根絶による交通事故防止対策の推進
 - (8) 体験型交通安全教育の推進
 - (9) 被害軽減対策の推進
 - (10) ドライブレコーダーの普及促進
 - (11) 交通安全優良事業所の安全運転管理手法の普及
 - (12) 交通安全教育DVDの活用促進
 - (13) 交通事故発生時における措置の徹底

- 2 各地区協会・選任事業所との緊密な連携による交通安全活動の推進
 - (1) 県協会、各地区協会等との連携の強化
 - (2) 各季の交通安全運動等への積極的参加
 - (3) 各事業所に対する交通事故防止活動の支援

- 3 事業所の交通安全対策に役立つ安全運転管理者等法定講習の実施
 - (1) 法定講習の充実
 - (2) 安全運転管理の事例発表による意識の高揚
 - (3) 法定講習受講率の維持・向上

- 4 安全運転管理体制の充実を図るための組織体制の強化
 - (1) 使用者の責務の自覚と管理体制の充実強化
 - (2) 管理者等の意欲的な業務推進及び適切な支援
 - (3) 管理者未選任事業所の発見及び協会加入促進活動の推進
 - (4) 魅力ある協会づくりの推進
 - (5) 「安全運転管理の日」活動の活性化
 - (6) ホームページによる迅速な情報提供及び情報公開と個人情報保護の徹底